情報受領者向け様式

（様式２－１）

　　年　　月　　日

電力広域的運営推進機関　殿

資源エネルギー庁　　　　殿

本社所在地

会社名

印

秘密保持誓約書

当社は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」といいます。）及び資源エネルギー庁が実施する北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画における実施案及び事業実施主体の募集（以下「本募集」といいます。）に向けた先行的な情報提供において、第１条に定める情報の取扱いに関して以下のとおり誓約いたします。

第１条（定義）

本誓約書に定める秘密保持等の対象となる「情報」とは、「北海道本州間連系設備（日本海ルート）に係る広域系統整備計画に対する実施案及び事業実施主体の募集に向けた先行的な情報提供に関する案内」（以下「本案内」といいます。）の別紙（先行的な情報提供の対象となる情報）に記載された情報をいいます。

第２条（適用除外）

前条の定めにかかわらず、以下の情報は秘密保持の対象外といたします。

ａ）提供を受ける前に既に保有している情報

ｂ）秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報

ｃ）本誓約書に違反することなく公知となった情報

ｄ）広域機関、資源エネルギー庁又は関係する電気供給事業者が、第三者に提供可能であることを明記の上、提供した書類又は成果物に記載された情報

第３条（秘密の保持）

当社は、広域機関及び資源エネルギー庁に提出した情報管理体制図に基づき情報を適切に管理し、提出した情報管理体制図に変更があった場合には、遅滞なく広域機関及び資源エネルギー庁に変更した情報管理体制図を届け出ます。

第４条（目的外利用等の禁止）

当社は、広域機関又は資源エネルギー庁より提供された情報について、本募集における応募意思表明及び実施案の検討に限り利用することを目的とし、当社は、応募意思表明及び実施案の検討以外の目的で情報を利用（以下「目的外利用」といいます。）いたしません。

第５条（情報漏えい等の禁止）

当社は、広域機関又は資源エネルギー庁より提供された情報について、いかなる方法によっても情報を開示又は漏えい（以下「漏えい等」といいます。）いたしません。（ただし、当社が本案内に定める情報受領者である場合には、本案内の「６．提供情報の開示に係る申請方法」に基づき当社が広域機関及び資源エネルギー庁に対して検討協力事業者への開示申請をし、承諾を得た検討協力事業者に開示する場合を除きます。）

第６条（情報漏えいを発見した場合の措置）

当社は、情報の漏えい等又は目的外利用を発見した場合、直ちに広域機関及び資源エネルギー庁に書面で通知いたします。この場合、当社は情報の拡散を防止するために、広域機関、資源エネルギー庁、関係する電気供給事業者その他の関係者に協力いたします。

第７条（誠実協議）

本誓約書に関する紛争が生じた場合には、当社は、広域機関、資源エネルギー庁、関係する電気供給事業者その他の関係者と友好的に解決するよう誠実に協議いたします。

第８条（提供された情報の破棄）

当社は、本募集において応募意思表明書の提出期日までに応募意思表明書を提出しなかった場合、広域機関から有資格事業者とならなかった旨の通知を受け取った場合、実施案の提出期日までに有資格者事業者として実施案の提出を辞退する旨の書類を広域機関に提出した場合又はその他広域機関若しくは資源エネルギー庁から指示があった場合、本誓約書の秘密保持等の対象となる情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）を全て破壊し、又は復元できないよう消去した上で破棄し、破棄したことを報告いたします。

また、当社が、第二次情報提供者（本案内に規定する「第二次情報提供者」をいいます。）に対して開示した提供情報については、当社が上記に該当した場合には、速やかに第二次情報提供者に対して提供情報（複写等した場合には当該複写物を含む。）の破棄を通知し、第二次情報提供者をして、提供情報を全て破壊させ、又は復元できないよう消去した上で破棄させ、破棄を確認したことを報告いたします。

第９条（本誓約書の期間）

　本誓約書により当社と当社より情報開示を受けた検討協力事業者が負う義務は、本件目的を達成するまで継続するものとします。

第10条（準拠法及び管轄）

本誓約書は、日本法に準拠するものとし、本誓約書に関する一切の係争については、東京地方裁判所を専属的な合意管轄裁判所とします。

以　上